

令和6年度 第2回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

令和7年2月

福祉局国保年金医療課

目 次

I 令和7年度 神戸市国民健康保険事業（案）について

1	制度運営	1 頁
2	事業見込み	2 頁
3	令和7年度の制度改正（案）	7 頁
4	保険料収納	10 頁
5	医療費の適正化	12 頁
6	保健事業	13 頁
参考	資格確認書の取り扱いについて	17 頁

II 令和7年度 神戸市国民健康保険料について 18 頁

I 令和7年度 神戸市国民健康保険事業（案）について

1 制度運営

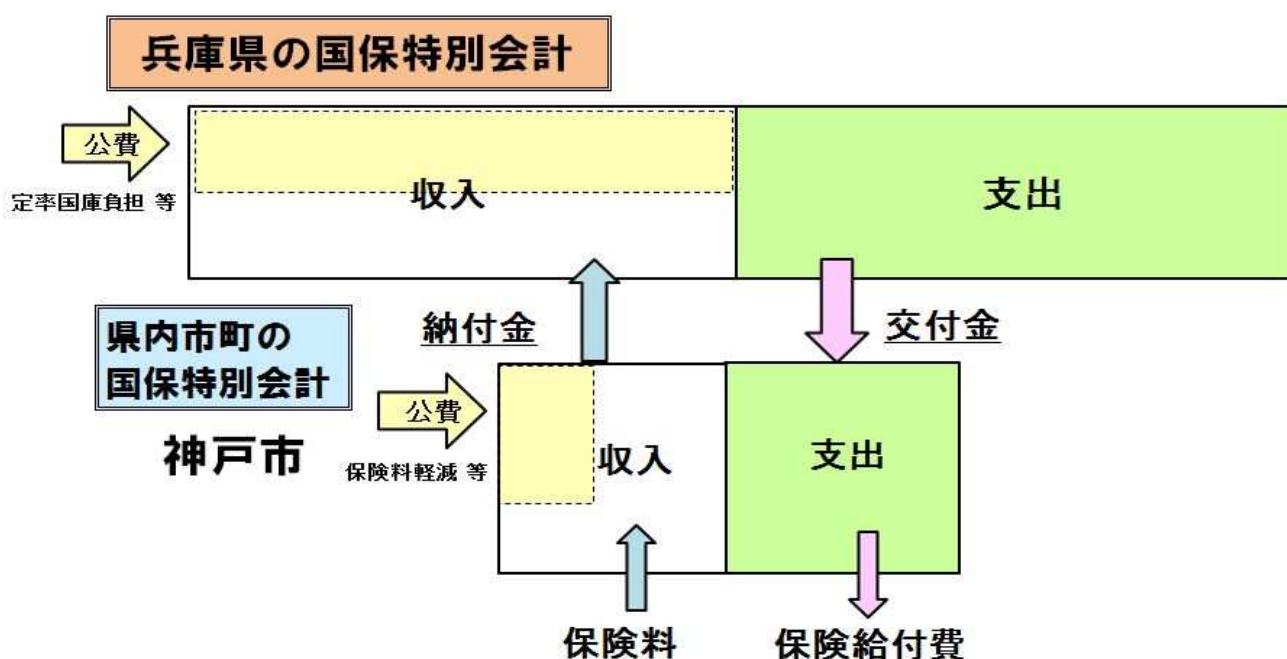
平成30年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなっている。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなっている。

神戸市国民健康保険としては、兵庫県国民健康保険運営方針を踏まえ、市民の医療を受ける機会の確保や健康の増進に果たすべき役割を十分に認識し、引き続き健全な事業運営を行っていく。

【財政運営の仕組み】

- ・兵庫県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県内市町に対して支払う。
- ・兵庫県が、県内市町ごとに国保事業費納付金の決定、「標準保険料率」の公表及び算定を行い、県内市町は「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金を納める。



2 事業見込み

(予算ベース)

区 分	令和 6 年度(見込)	令和 7 年度(見込)	伸び率
世 帯 数	185,969 世帯	183,662 世帯	▲1.2%
被保険者数	273,969 人	265,320 人	▲3.2%
(再掲) 介護第 2 号被保険者数	90,636 人	88,603 人	▲3.2%
総 医 療 費	1,191 億 円	1,173 億 円	▲1.5%
被 保 険 者 1 人 当 たり 医 療 費	434,809 円	442,026 円	1.7%
被 保 険 者 1 人 当 たり レセプト件数	19.61 件	19.48 件	▲0.7%
レセプト 1 件 当 たり 医 療 費	22,170 円	22,694 円	2.4%

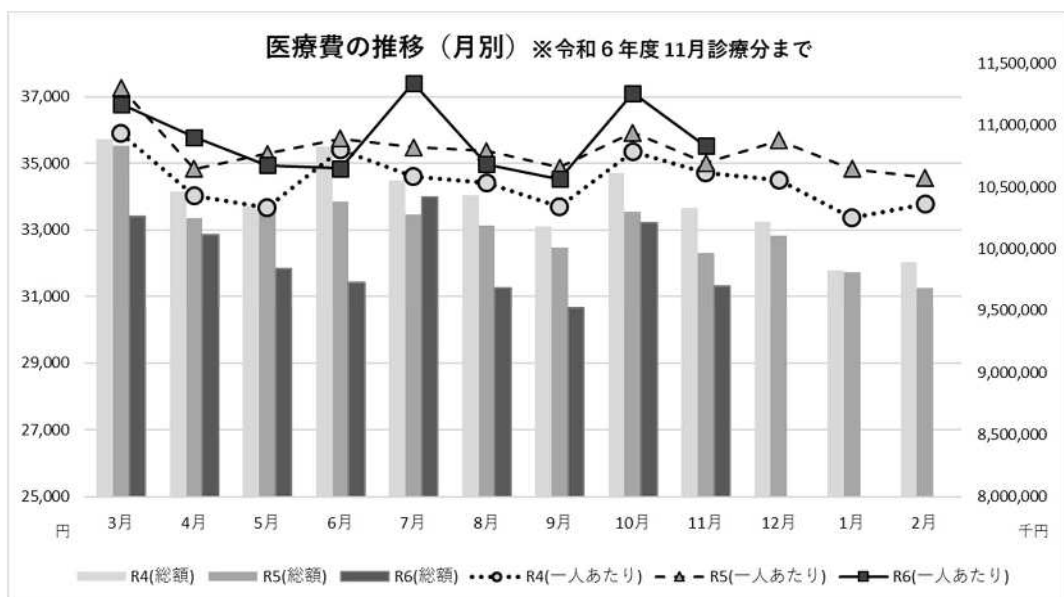
<参考> 兵庫県見込み

区 分	令和 6 年度(見込)	令和 7 年度(見込)	伸び率
保 険 給 付 費	1,013 億 円	1,001 億 円	▲1.1%
被保険者 1 人 当 たり 給 付 費	370,105 円	377,312 円	1.9%

<参考> 医療費の動向（令和 6 年度）

神戸市国民健康保険における医療費総額は、被保険者数の減少により減少傾向にある。

一方、一人当たり医療費は、国保加入者の高齢化や医療の高度化により増加傾向にある。



保険料の算定期間

保険料の算定期間については、国民健康保険法の規定により条例で定めている。

医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料と介護納付金分保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）について、それぞれ賦課総額、加入者の所得に応じた所得割額、加入者数に応じた均等割額、1世帯当たり定額の平等割額の算定期間を具体的に定め、保険料率を決定したときは速やかに告示することとしている。

神戸市国民健康保険においては、適正な保険料率を算定するため、毎年5月に加入者の前年所得が確定した時点で保険料率を決定している。

区分		令和5年度	令和6年度
医療分	所得割料率	7.88%	8.40%
	均等割額	33,540 円	34,240 円
	平等割額	21,980 円	22,540 円
	限度額	65 万円	65 万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.03%	3.20%
	均等割額	12,460 円	12,970 円
	平等割額	8,170 円	8,530 円
	限度額	22 万円	24 万円
介護納付金分	所得割料率	2.99%	3.47%
	均等割額	14,620 円	14,490 円
	平等割額	7,020 円	7,130 円
	限度額	17 万円	17 万円

(1) 医療分

その年に兵庫県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた国保事業費納付金等をもとに、基礎控除後所得に応じて納めていただく所得割、世帯の加入者数に応じて納めていただく均等割、1世帯あたり定額の平等割の3つの合計で負担していただいている。

(2) 後期高齢者支援金分

その年に国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた国保事業費納付金等をもとに、神戸市国保の加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※75歳以上の後期高齢者医療にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝4：1：1）、75歳以上の方の保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）から成り立っている。現役世代からの支援金については、各保険者の加入者数に応じた負担となっており、国においてその納付額が定められている。

(3) 介護納付金分

その年に国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた国保事業費納付金等をもとに、40歳以上65歳未満の国保加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※介護保険にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝2：1：1）、65歳以上の方（1号被保険者）の保険料（23%）、40歳から65歳未満の方（2号被保険者）の保険料（国保事業費納付金、27%）から成り立っている。各保険者は2号被保険者数に応じて国保事業費納付金を負担することとなっている。

保険料の決め方

国民健康保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料(40歳以上65歳未満の被保険者)からなる。それぞれの保険料は、所得割、均等割、平等割からなる。

【令和6年度の医療分保険料】

令和6年度に兵庫県へ納付すべき国保事業費納付金(医療分)		保健事業費等
一般会計	県支出金	保険料
	所得割 (所得額割) ÷ 加入者の基礎控除後の 所得額の総額 ↓ 所得割料率	均等割 (被保険者割) ÷ 加入者数 ↓ 均等割額 平等割 (世帯割) ÷ 世帯数 ↓ 平等割額

【令和6年度の後期高齢者支援金分保険料】

令和6年度に兵庫県へ納付すべき国保事業費納付金(後期高齢者支援金分)		
一般会計	保険料	
	所得割 (所得額割) ÷ 加入者の基礎控除後の 所得額の総額 ↓ 所得割料率	均等割 (被保険者割) ÷ 加入者数 ↓ 均等割額 平等割 (世帯割) ÷ 世帯数 ↓ 平等割額

【令和6年度の介護納付金分保険料】

令和6年度に兵庫県へ納付すべき国保事業費納付金(介護納付金分)		
一般会計	保険料	
	所得割 (所得額割) ÷ 40歳以上65歳未満の 加入者の基礎控除後の 所得額の総額 ↓ 所得割料率	均等割 (被保険者割) ÷ 40歳以上 65歳未満の 加入者数 ↓ 均等割額 平等割 (世帯割) ÷ 40歳以上 65歳未満の 世帯数 ↓ 平等割額

平成30年度からの保険料算定方式

平成30年度から、兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、兵庫県国民健康保険運営方針において、将来的な統一保険料を目指す方向性が示される中で、下記のとおり保険料算定方式の変更を行った。

○賦課割合

兵庫県が定める標準保険料率の算定基礎となる賦課割合に変更

所得割：均等割：平等割＝（従 前）50：30：20

（変更後）45：38：17

介護分は42：41：17、令和5年度からは43：40：17

○神戸市独自の所得控除

国民健康保険法施行令の改正を受け、所得割保険料の算定方式を、平成26年度から基礎控除後所得方式（総所得金額等から基礎控除の43万円※を控除した後の所得額をもとに所得割保険料を算定する方式）に変更した。この変更に伴い、平成25年度以前の住民税課税方式（総所得金額等から各種所得控除額を控除する方式）より大幅に保険料が増加しないように、所得割算定用所得を計算する際に、住民税上の扶養親族、障害者、寡婦（夫）に対する所得控除を適用することとした。

平成30年度から、被扶養者のうち、配偶者・扶養親族（18歳以下の子どもを除く）に係る独自控除を廃止し、18歳以下の子ども、障害者、寡婦（夫）の控除を継続することとした。

令和3年度から、税制改正に伴い、寡婦（夫）に係る独自控除の対象者を、寡婦・ひとり親へ変更した。

①18歳以下の子どもの人数に応じて・・・・・・・・33万円

②障害者・寡婦・ひとり親・・・・・・・・26万円

③同居特別障害者・・・・・・・・53万円

④住民税非課税の障害者・寡婦・ひとり親・・・92万円

※合計所得が2,400万円超の場合は所得に応じた基礎控除を適用する。

※令和12年度の県内保険料率の完全統一に向け、令和6年度に制度を廃止し、令和7年度から6年間の激変緩和措置を設ける。

○激変緩和措置

平成30年度からの保険料算定方式の見直しにより、保険料負担が急激に増加しないように、平成29年度の算定方式で計算した保険料より増加する場合、増加額を本来増加する金額の15%までとする緩和措置を実施（差額×0.85を控除）。

※令和元年度以降、平成29年度算定方式の保険料と当該年度の保険料との差額（増加額）を、毎年度段階的に引き上げ、令和6年度で緩和措置を終了する。

元年度：30%（差額×0.70を控除）、2年度：45%（差額×0.55を控除）、3年度：60%（差額×0.40を控除）、

4年度：75%（差額×0.25を控除）、5年度：90%（差額×0.10を控除）、6年度：緩和措置終了

3 令和7年度の制度改正（案）

(1) 保険料賦課限度額（予定）

中間所得層の負担緩和を図る観点から、保険料賦課限度額を見直す国民健康保険法施行令の改正が公布され、この政令規準に合わせて賦課限度額を見直す国民健康保険条例の改正を予定している。

（ ）内は前年

度比較

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
6 年度	65 万円 (据え置き)	24 万円 (+ 2 万円)	17 万円 (据え置き)	106 万円 (+ 2 万円)
7 年度 (予定)	66 万円 (+ 1 万円)	26 万円 (+ 2 万円)	17 万円 (据え置き)	109 万円 (+ 3 万円)

(2) 独自控除廃止に伴う経過措置の実施

令和7年度から独自控除廃止により、保険料負担が急激に増加しないように、各年度の保険料率で計算し、独自控除の有無により保険料に差額が発生する場合に、急激に増加しないように毎年1/6ずつ控除する差額を減らしていく緩和措置を実施予定（令和7年度は差額×0.84を控除）。

(3) 東日本大震災被災者への対応（予定）

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等から転入した被災者に対し適用する、国民健康保険料及び一部負担金等の支払いの免除措置について、厚生労働省通知に合わせ、令和5年度より見直しを行っている。

避難指示区域等の指定が解除された時期によって地域を区分分けし、順次免除措置を終了する。平成27年度に避難指示区域等の指定が解除された地域について、令和6年度に保険料免除が終了。一部負担金の免除は令和7年度に特例終了とし、東日本大震災被災者への対応は終了とする。

(4) 「神戸市国民健康保険特別療養費の支給等に関する要綱」の変更（予定）

保険料の納期限から1年以上経過した滞納保険料がある世帯は、資格確認書の返還を求め、特別療養費の支給対象者（医療機関で10割負担）となる。ただし、直近1年間に一定額以上の保険料を納付している場合や、区長が必要と認める場合は、資格確認書の返還を求めないことができる。

今回の変更では上記規定にかかわらず、区長が資格確認書の返還及び特別療養の支給対象への変更が必要と認める場合は、資格確認書の返還対象者としてすることができる。

(5) 低所得者に対する保険料軽減判定所得の見直し（予定）

低所得者に対する保険料軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえた見直しを図るため国民健康保険法施行令の改正が公布された。

保険料軽減判定基準額

軽減割合	現行	改正後
2割	43 万円 + <u>54.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43 万円 + <u>56 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割	43 万円 + <u>29.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43 万円 + <u>30.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
7割	変更無し	変更無し

※神戸市独自の減免制度（低所得）についても、上記の国基準に合わせて変更する（国民健康保険条例施行規則の改正を予定）。

(6) 神戸市国民健康保険料減免申請可能時期の見直し（予定）

現在は、納入通知書発送後でないと減免申請ができないため、申請時に窓口が混雑し市民に負担がかかっているが、賦課期日（当該年度 4 月 1 日）後に明らかに減免事由が発生していると区が認めた場合に限り、納入通知書発送前でも減免申請が可能として、減免申請をする市民の負担が軽減する。また、減免結果が当初賦課から反映されるため、納入通知書や納付書がわかりやすくなる効果が見込まれる。

(7) 高額療養費の見直し（予定）

被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、国民健康保険法施行令の改正により、自己負担限度額・70 歳以上に設けられている外来にかかる自己負担限度額（外来特例）の見直しとともに、所得区分の細分化（令和 8 年度以降、70 歳未満：5 段階→13 段階、70 歳以上：6 段階→14 段階）が予定されている。

参考：令和6年12月27日厚労省通知「高額療養費制度の見直しについて」

●70歳未満（定率引上げ（R7.8～R8.7））

区分	要件	限度額
ア	年収：約1,160万円～ （月収：83万円～）	290,400+1%〈多数回161,100〉 〔252,600+1%〈多数回140,100〉〕
イ	年収：約770万円～約1,160万円 （月収：53万円～79万円）	188,400+1%〈多数回104,700〉 〔167,400+1%〈多数回93,000〉〕
ウ	年収：約370万円～約770万円 （月収：28万円～50万円）	88,200+1%〈多数回48,900〉 〔80,100+1%〈多数回44,400〉〕
エ	年収：～約370万円 （月収：～26万円）	60,600〈多数回46,500〉 〔57,600〈多数回44,400〉〕
オ	住民税非課税	36,300〈多数回25,200〉 〔35,400〈多数回24,600〉〕

●70歳以上（定率引上げ（R7.8～R8.7））

区分	要件	限度額
現並 みⅢ	年収：約1,160万円～ （月収：83万円～）	290,400+1%〈多数回161,100〉 〔252,600+1%〈多数回140,100〉〕
現並 みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 （月収：53万円～79万円）	188,400+1%〈多数回104,700〉 〔167,400+1%〈多数回93,000〉〕
現並 みⅠ	年収：約370万円～約770万円 （月収：28万円～50万円）	88,200+1%〈多数回48,900〉 〔80,100+1%〈多数回44,400〉〕
一般	年収：～約370万円 （月収：～26万円）	60,600〈多数回46,500〉 外来特例18,000年間上限144,000 〔57,600〈多数回44,400〉〕 〔外来特例18,000年間上限144,000〕
低Ⅱ	住民税非課税	25,300（外来特例8,000） 〔24,600（外来特例8,000）〕
低Ⅰ	住民税非課税 （一定所得以下）	15,400（外来特例8,000） 〔15,000（外来特例8,000）〕

※ 〔 〕内の金額は現行の金額

※ 年収額は目安であり、実際の判定は月収（標準報酬月額）等が用いられる

※ 「+1%」とは、一定を超える医療費に対しての1%の自己負担を求めるもの

4 保険料収納

保険料の収納実績の向上は、国保財政の基本的収入を確保するとともに、被保険者間の負担の公平を確保する観点から重要な課題となっている。

これまでも取り組んできた、初期未納者に対する電話等による催告に加え、財産があるにもかかわらず保険料の納付がない滞納者への対応を強化するなど、以下の収納対策に取り組む。

(1) 多様な納付機会の確保

被保険者の利便性を確保するため、コンビニエンスストアでの収納や、公的年金からの特別徴収に加え、スマートフォン用アプリによる支払いを採用している（PayPay、PayB、楽天銀行、auPAY、J-CoinPay、d払いに対応）。

また、確実な収納が見込める口座振替の利用率を増やすため、簡単・迅速に手続きができる「キャッシュカードによる口座振替申込」を積極的に推進する。

(2) 減額・減免の適用

保険料の負担軽減として、前年所得に基づく減額（国制度）及び当該年度の見込み所得に基づく減免（市制度）を適用している。

神戸市ではこれらの減額・減免により、約8割の方の保険料が軽減されており、引き続きホームページ等による周知によって、適切な軽減制度の適用に努めていく。

(3) 電話催告による初期未納者へ対応

催告等の収納対策は、特に初期的な滞納者（概ね現年1～3期内の未納）への催告が効果的とされていることから、督促状や催告文書の発送のほか、電話催告を専門の民間業者へ委託し、納付勧奨を行う（架電時間 9:00～20:00 土日祝日含む）。

(4) 滞納整理事務の集約化による対応の強化

財産があるにもかかわらず、再三の呼びかけを行っても納付に応じない世帯に対して、被保険者負担の公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を実施する。

令和3年10月より滞納処分事務を、滞納処分の実績やノウハウが豊富な行財政局税務部収税課（現：特別滞納整理課）へ集約化し、執行体制の強化と効率化を図っている。

●令和6年度の収納率目標

現 年 分	93.70%（令和5年度実績値 93.62%）	
滞納繰越分	23.14%（	同 22.62%）
全 体	84.65%（	同 84.74%）

令和6年度（11月時点）の収納率

現 年 分	55.67%（前年同月時点 56.14%（前年同月比▲0.48P））	
滞納繰越分	15.61%（	同 15.52%（前年同月比＋0.11P））
全 体	51.06%（	同 51.02%（前年同月比＋0.04P））

5 医療費の適正化

今後も高齢化や医療の高度化などに伴う一人当たり医療費の増加が見込まれる中、医療費の適正化は国民健康保険の財政運営の安定化を図る上で大きな課題であり、引き続き以下の取り組みを行う。

(1) レセプト点検の実施

国保連合会で実施しているレセプトの一次点検を補完し、医療費削減を図るため、保険資格や請求内容に関する二次点検を実施する。IT を活用した自動点検や高額レセプトを中心とした目視点検により、効率的、効果的な業務運営に努める。

(2) 柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費の適正化

柔道整復療養費及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書について全件点検を実施する。

(3) 海外療養費及び海外出産育児一時金の支給の適正化

海外療養費及び海外出産育児一時金の不正受給を防止するため、海外医療機関で発行された書類を翻訳し点検するとともに、海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行う。

(4) 第三者求償事務の強化

交通事故など第三者の不法行為により生じた保険給付について、国民健康保険が立て替えた医療費を、国保連合会へ委託して第三者に求償する。また、さらに取り組みを強化するため、専門的な知識や経験を有する損害保険会社 OB を配置し、第三者への直接求償や損害保険会社との過失割合交渉を行う。

(5) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用割合を維持・向上するため、定期的に処方を受けている治療薬等の先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合の一部負担金（差額）について、被保険者ごとに通知する。

●ジェネリック医薬品の使用割合：81.4%（令和6年3月）

（同時期の全国平均：82.75%）

神戸市データヘルス計画における目標値：使用率 80.0%以上

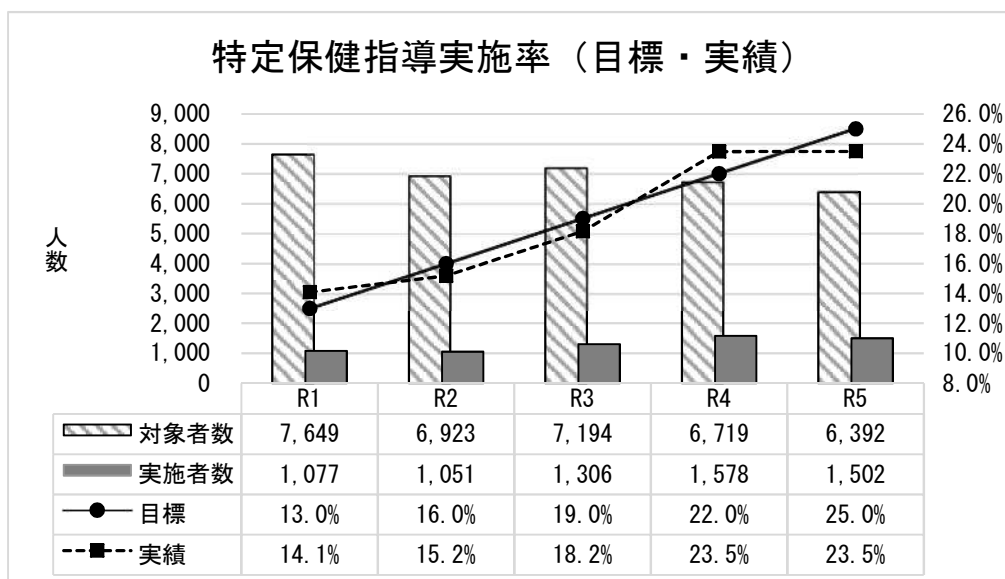
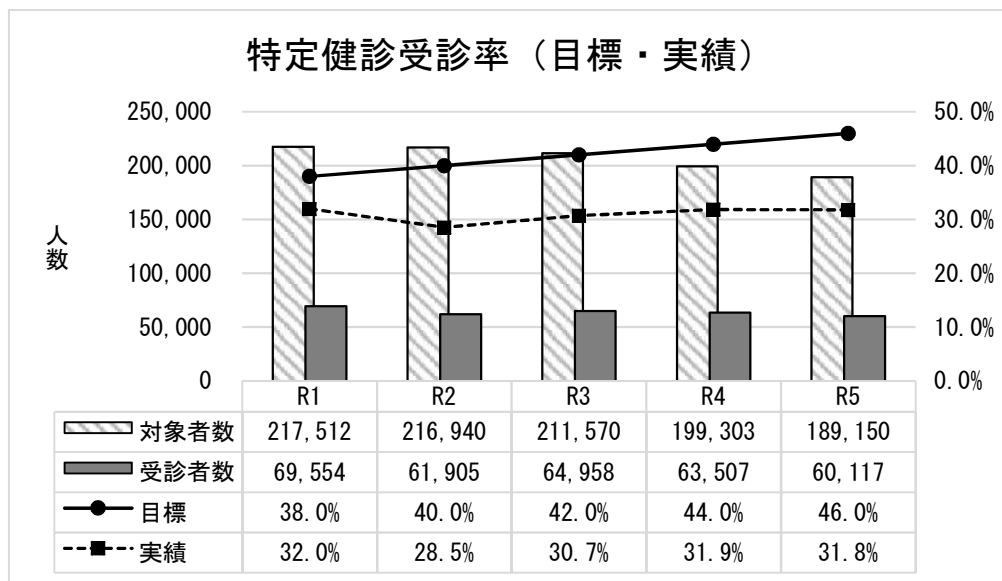
6 保健事業

「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」（令和6～11年度）に基づき、特定健診・特定保健指導の実施率向上や、健診結果のハイリスク者への保健指導等に取り組み、生活習慣病の早期発見・重症化予防を推進する。

(1) 特定健診・特定保健指導

40歳から74歳の国保被保険者を対象に行う特定健診・特定保健指導を、指定医療機関、健診実施機関への委託により実施する。

① 実施状況（法定報告より）



（参考：令和5年度法定報告兵庫県市町平均 特定健診受診率：34.1%

特定保健指導実施率：30.5%）

② 第3期データヘルス計画における目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	35.0%	36.5%	38.0%	39.5%	41.0%	42.5%
特定保健指導実施率	30.5%	34.0%	37.5%	41.0%	44.5%	48.0%

③ 特定健診受診率・特定保健指導の実施率向上対策

ア. 地域特性を加味した対策の推進

特定健診・特定保健指導及び人口・世帯構成等のデータを、さらに分析・可視化し、地域ごとの特徴を踏まえた最適な健診日程や会場設定、効果的な保健指導手法の選定に反映する。

イ. 対象者の性向に応じた特定健診受診勧奨

当該年度の特定健診未受診者を対象に、AIを活用して過去の健診受診パターン・年齢・健診質問項目から読み取れる生活習慣等を分析し、受診への行動変容を促す効果があると考えられる性向パターンの勧奨通知を送付する。

あわせて、地域の特性を踏まえた、より効果的な勧奨を行う。

ウ. SMS（ショートメッセージサービス）による特定健診受診勧奨

40・50歳代の受診率向上のため、SMSによる勧奨を実施する。メッセージ画面のリンク先から、現在地に近い健診場所の検索・予約を可能とするなど、利便性の向上を図る。

エ. インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

40歳から69歳の特定健診の受診者を対象として、希望者に大腸がん検診の無料受診クーポンまたは、はりきゅうマッサージ助成券（65歳以上）を送付する。さらに抽選で神戸産農産物を提供し、健康意識と受診率の向上を図る。

また、初めて特定健診の対象となる40歳で受診した者全員を対象として、翌年度に1,000円分のQ.U.Oカードを提供することで、今後の受診継続のきっかけとなるよう働きかける。

オ. 人間ドックの特定健診受診率への反映

特定健診の検査項目を含む人間ドックを受診した特定健診対象者について、当該人間ドックの結果と特定健診質問票の提出を促すため、インセンティブとして翌年

度に3,000円分のQ.U.Oカードを提供する。

カ．セット健診の実施

特定健診・特定保健指導と、本市が実施するがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん）を同日に受診できる「セット健診」を、健康ライフプラザおよび兵庫県予防医学協会健診センターにおいて実施する。また、がん検診担当部署と連携し、周知・広報を積極的に行うことで、定員充足率の向上を図る。

キ．特定保健指導の利用勧奨

特定保健指導の必要性や、多様な手法（面談・訪問・ICT）と申込方法をわかりやすく示した案内を作成し、適切な時期に利用勧奨を行うことで、利用率の向上を図る。

ク．ICTを活用した特定保健指導

6年度のモデル実施を踏まえ、特定保健指導の途中脱落防止と多様な指導機会を確保するため、オンラインでの特定保健指導を実施する。

ケ．特定保健指導初回面接の分割実施

血圧や腹囲等の健診当日に把握できる結果から、特定保健指導の対象と見込まれる者に初回面接を分割して実施する。

コ．結果説明会（特定健診結果の個別説明等）の実施

特定保健指導の実施状況等を考慮して設定した拠点会場において、希望者に個別の健診結果説明及び保健指導を実施する。特定保健指導対象者には、あわせて初回面談を行う。

サ．広報の拡充

特定健診やがん検診をはじめとした、市の健診制度を紹介するリーフレットを市内の銀行・コンビニ・スーパー等に設置する。また、兵庫県とも連携の上、特定健診の広報媒体の刷新と設置場所拡大を図る。

(2) 生活習慣病重症化予防事業

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

医療レセプトより糖尿病性腎症のハイリスク者となる糖尿病の治療中断者、また

特定健診の結果から糖尿病の可能性があるものの医療機関未受診の者を把握の上、訪問等により、受診勧奨を中心とした保健指導を実施する。6年度新たに作成した指導媒体を活用し、早期の医療機関受診を促すことで受診率のさらなる向上を図る。

さらに、糖尿病治療中者のうち、特定健診の結果から生活習慣の改善が必要と思われる者に対して、主治医と連携を図りつつ、6か月間の保健指導を実施する。

② 慢性腎臓病（CKD）対策

特定健診の結果から腎臓の障害が疑われるハイリスク者のうち、医療機関未受診者に対して、訪問等により、受診勧奨を中心とした保健指導を実施する。

③ 高血圧対策

特定健診の血圧測定値が要受診域に該当する者を対象に、健診後医療機関未受診の場合、訪問等により受診勧奨を中心とした保健指導を実施する。

集団健診会場においては、当日に医師がリーフレットを用いて白衣高血圧の影響等を説明し、受診勧奨を行う。

(3) 一次予防の取り組み

健康ライフプラザを活用し、糖尿病と慢性腎臓病などの予防に向けた健康教室を開催する。教室では、医療専門職が知識の啓発のみならず、生活習慣改善の実践的な提案を行う。

また新たに、健康教室への参加が少ない40・50歳代を重点対象としたセミナーを実施する。セミナーでは、血糖測定や塩分測定などの体験型メニューを盛り込み、参加者の健康意識向上を図る。

(4) フレイル対策

65歳及び70歳の国保加入者を対象とするフレイルチェック事業について、対象を70歳の市民全体に見直し、令和7年度から介護保険事業として実施する。

国保事業としては、新たにレセプトデータからフレイルのリスクが高い者を抽出し、フレイル予防の啓発およびフレイルチェックの勧奨を実施する。

(5) 重複・多剤服薬対策

お薬手帳の利用がなく、重複・多剤服薬の恐れがある者を医療レセプトより抽出し、服薬情報を提供するとともにお薬手帳の利用を促す通知を送付する。

また、通知を送付しても薬剤の重複等が解消されず、健康への影響が懸念される者には、神戸市薬剤師会の薬剤師がお薬手帳を活用した個別訪問指導を行う。

参考 資格確認書の取り扱いについて

1 概要

- ・令和 6 年 12 月 2 日の保険証廃止に伴い、マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行している。オンライン資格確認ができない状況にある方については、「資格確認書」を医療機関等に提示することで、資格確認を行う。
- ・資格確認書の有効期間は 1 年間（最長 5 年間、保険者で設定）
- ・資格確認書の様式は、以下の必須項目を記載
 - － 氏名・住所・性別・生年月日
 - － 被保険者番号・保険者番号・保険者名
 - － 交付年月日・資格取得年月日
 - － 負担割合・発行期日（70 歳以上の被保険者のみ）
 - － 有効期限
 - － 特別療養費の対象者である場合にはその旨
- ・令和 6 年 12 月 1 日時点で手元にある有効な健康保険証は、最長 1 年間使用可能（神戸市国保は令和 7 年 11 月 30 日まで。有効期限が令和 7 年 11 月 30 日より前に切れる場合にはその有効期限まで）

2 対象者と交付方法

(1) 交付対象者

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・オンライン資格確認ができない状況にある方

(2) 交付方法

- ・当分の間、マイナ保険証を保有していない方全員に申請によらず交付を実施
- ・マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付

3 マイナ保険証の利用登録解除

- ・マイナンバーカードの保険証利用は任意であることを踏まえ、一度マイナ保険証を登録した後も、利用登録の解除が可能
- ・中間サーバーへの登録は令和 6 年 12 月 2 日以降、順次実施中

Ⅱ 令和 7 年度 神戸市国民健康保険料について

令和 7 年度 神戸市国民健康保険料 試算

令和 7 年度の神戸市保険料率は、兵庫県が算定した令和 7 年度標準保険料率（仮算定）をもとに試算

【令和 7 年度標準保険料率（仮算定）に基づく試算保険料率】

		神戸市保険料率			標準保険料率		
		6 年度	7 年度	差	6 年度	7 年度	差
医療分	所得割	8.40%	7.70%	▲0.70%	7.86%	7.77%	▲0.09%
	均等割	34,240 円	34,250 円	+10 円	33,422 円	33,574 円	+152 円
	平等割	22,540 円	22,300 円	▲240 円	21,905 円	21,703 円	▲202 円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.20%	3.03%	▲0.17%	3.09%	3.09%	±0.0%
	均等割	12,970 円	13,310 円	+340 円	12,827 円	13,167 円	+340 円
	平等割	8,530 円	8,660 円	+130 円	8,407 円	8,512 円	+105 円
介護 納付金分	所得割	3.47%	2.64%	▲0.83%	2.80%	2.66%	▲0.14%
	均等割	14,490 円	13,800 円	▲690 円	14,449 円	13,700 円	▲749 円
	平等割	7,130 円	6,720 円	▲410 円	7,238 円	6,785 円	▲453 円

＜参考＞令和 7 年度標準保険料率（本算定）

- | | | | |
|-------------|-------------|---------------|---------------|
| ・ 医療分 | 所得割料率 7.80% | 均等割額 33,693 円 | 平等割額 21,649 円 |
| ・ 後期高齢者支援金分 | 所得割料率 3.07% | 均等割額 13,091 円 | 平等割額 8,411 円 |
| ・ 介護納付金分 | 所得割料率 2.69% | 均等割額 13,859 円 | 平等割額 6,808 円 |